

申 込 資 格（特定公共賃貸住宅）

特定公共賃貸住宅に応募される方は、次の①～⑦のすべての項目に該当していることが必要です。

① 同居又は同居しようとする親族のある方（単身入居可の住宅を除く）

- ・親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事実（内縁関係）にある方及び婚約者も含まれます。
- ・家族を分割しての入居は原則として認められません。
- ・婚約で申し込まれる方は、挙式又は入籍が入居予定日から1ヶ月以内の方に限ります。

② 入居資格収入基準に合致された方

- ・月額所得が158,000円以上487,000円以下であること（月額所得の計算方法は、別添資料を参照してください。なお、所得の確認につきましては、公共機関での所得証明若しくは直近の年分の給与所得の源泉徴収票（本人交付用）で行うので、申込書に添付が必要です。）。

③ 市内に在住若しくは勤務場所のある方

- ・原則として、申込者本人の住所若しくは勤務場所が市内にある方又は、新たに市内に居住することが必要と認められる方。
- ・例外として、新たに市内に居住することが必要と認められる方。ただし、その事実を証明する書類が必要です。

④ 連帯保証人のある方

- ・原則として入居者の親族であり、確実な保証能力を有する連帯保証人が2名必要です。

⑤ 現在、住宅に困っておられる方

- ・特定公共賃貸住宅入居申込書の裏面に記載された申込事由に該当する住宅に困っておられる方。
- ・持ち家のある方及び会社の社宅・寮に入居されている方は原則として申込できません。

⑥ 市税を滞納していない方

- ・申込日までの納期の税金について、未納がない方（市の発行する納税証明書で確認するので、申込書に添付が必要です。）。

⑦ 入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと